# 建設発生土の民間受入施設登録申請及び審査要領　新旧対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

| ページ | 現行 | 改正 |
|---|---|---|
| 7 | **4　残容量等の報告及び現地パトロール**<br>（１）登録施設の残容量等の報告<br>登録施設の事業者は、１月末及び７月末の状況を翌月の７日までに、（国登録ストックヤードの場合は、事業年度末の状況を６月末までに、９月末の状況を翌月の７日までに）①、②及び③により、地方機関の長に報告しなければならない。なお、要領２（２）のなお書き該当施設については、②の提出は不要とする。<br>①残容量及び搬出可能量（様式１１）<br>②受入・搬出実績（様式１２）<br>③盛土状況の写真（ストックヤードのみ　全景がわかるもの 枚数任意）<br>④国登録ストックヤードの場合は、国地方整備局に提出した「土砂搬入搬出管理年報」の写し（事業年度末状況の報告時のみ）<br><br>（２）登録受入施設のパトロールの実施<br>各地方機関は、次のとおり所管の登録施設をパトロールし、パトロール調査票（様式１０）により適正な受入施設であるかを確認する。不備がある場合には登録の取り消しを含め必要な措置を講ずるものとする。なお、要領２（２）のなお書き該当施設については、パトロール不要とする。<br>①定期パトロール　　年２回（原則として２月及び８月。国登録ストックヤードにあっては、４～７月中及び１０月）実施する。<br>・基本的に、（１）の報告を基にして行う。<br>・残土処分場は、２月については、管理状況が特に良好でありパトロールが不要であると地方機関の長が認める場合は、省略することができる。ストックヤードは省略しない。<br>②臨時パトロール　　必要に応じて実施する。<br><br>（３）パトロール等の報告<br>各地方機関の長は、（１）及び（２）の結果を、遅滞なく島根県土木部技術管理課へ報告するものとする。 | **4　残容量等の報告及び現地パトロール**<br>（１）登録施設の残容量等の報告<br>登録施設の事業者は、５月末及び１１月末の状況を翌月の７日までに、（国登録ストックヤードの場合は、ストックヤード運営事業者が定める事業年度末の状況を事業年度終了後３か月以内に、事業年度末から６か月後の状況を翌月までに）①、②及び③により、地方機関の長に報告しなければならない。なお、要領２（２）のなお書き該当施設については、②の提出は不要とする。<br>①残容量及び搬出可能量（様式１１）<br>②受入・搬出実績（様式１２）<br>③盛土状況の写真（ストックヤードのみ　全景がわかるもの 枚数任意）<br>④国登録ストックヤードの場合は、国地方整備局に提出した「土砂搬入搬出管理年報」の写し（事業年度末状況の報告時のみ）<br><br>（２）登録施設のパトロールの実施<br>各地方機関は、次のとおり所管の登録施設をパトロールし、パトロール調査票（様式１０）により適正な受入施設であるかを確認する。不備がある場合には登録の取り消しを含め必要な措置を講ずるものとする。なお、要領２（２）のなお書き該当施設については、パトロール不要とする。<br>①　定期パトロール　　年２回（原則として６月及び１２月。国登録ストックヤードにあっては、（１）と同時期）実施する。<br>・基本的に、（１）の報告を基にして行う。<br>②　臨時パトロール　　必要に応じて実施する。<br><br>ただし、やむを得ない事情により、本項に定めるパトロール時期に実施が困難であると地方機関の長が認める場合は、その時期をずらして実施することができる。<br><br>（３）パトロール等の報告<br>各地方機関の長は、（１）及び（２）の結果を、遅滞なく島根県土木部技術管理課へ報告するものとする。 |

# 建設発生土の民間受入施設登録申請及び審査要領　新旧対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

| ページ | 現行 | 改正 |
|---|---|---|
| 17 | 登録中の受入施設残容量等の報告及び定期パトロールの流れ<br>事業者 / 地方機関 / 技術管理課<br>２、８月（７日まで）※：報告（様式１１～１２）→ 報告<br>２、８月（中～下旬）事業者からの報告後速やかに：定期パトロール → 実施<br>パトロール実施後速やかに：報告（様式１０～１２）→ 報告 → ホームページに反映<br>※1月末及び7月末の状況を、翌月の7日までに報告。 | 登録中の受入施設残容量等の報告及び定期パトロールの流れ<br>事業者 / 地方機関 / 技術管理課<br>６、１２月（７日まで）※：報告（様式１１～１２）→ 報告<br>６、１２月（中～下旬）事業者からの報告後速やかに：定期パトロール → 実施<br>パトロール実施後速やかに：報告（様式１０～１２）→ 報告 → ホームページに反映<br>※５月末及び１１月末の状況を、翌月の７日までに報告。 |

# 建設発生土の民間受入施設登録申請及び審査要領　新旧対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

<table>
<tr><th>ページ</th><th>現行</th><th>改正</th></tr>
<tr><td>18</td><td>
国登録ストックヤードの場合
<table>
<tr><th></th><th>事業者</th><th>地方機関</th><th>技術管理課</th></tr>
<tr><td>・６月末まで※<br>・１０月７日まで</td><td>報告<br>（様式１１、１２）<br>（※土砂搬入搬出管理年報の写し）</td><td>報告</td><td></td></tr>
<tr><td>事業者からの報告後<br>速やかに</td><td>実施</td><td>定期パトロール</td><td></td></tr>
<tr><td>パトロール実施後<br>速やかに</td><td></td><td>報告<br>（様式１０～１２）<br>（※土砂搬入搬出管理年報の写し）</td><td>報告<br>ホームページに反映</td></tr>
</table>
※国登録ストックヤードは、年度末の状況を年度終了後３月以内に、国（地方整備局）へ「土砂搬入搬出管理年報」を提出することになっている。これに合わせて、同時期に県地方機関に対しても、年度末の状況を様式１１～１２により６月末までに報告し、国へ提出した管理年報の写しを添付する。１０月報告時は「土砂搬入搬出管理年報」の添付は不要。
</td><td>
国登録ストックヤードの場合
<table>
<tr><th></th><th>事業者</th><th>地方機関</th><th>技術管理課</th></tr>
<tr><td>・３か月以内※<br>・６か月後</td><td>報告<br>（様式１１、１２）<br>（※土砂搬入搬出管理年報の写し）</td><td>報告</td><td></td></tr>
<tr><td>事業者からの報告後<br>速やかに</td><td>実施</td><td>定期パトロール</td><td></td></tr>
<tr><td>パトロール実施後<br>速やかに</td><td></td><td>報告<br>（様式１０～１２）<br>（※土砂搬入搬出管理年報の写し）</td><td>報告<br>ホームページに反映</td></tr>
</table>
※国登録ストックヤードは、ストックヤード運営事業者が定める事業年度の終了後３か月以内に、国（地方整備局）へ「土砂搬入搬出管理年報」を提出することになっている。これに合わせて、同時期に県地方機関に対しても、事業年度末の状況を様式１１～１２により事業年度終了後３か月以内に報告し、国へ提出した管理年報の写しを添付する。事業年度末から６か月後の報告時は「土砂搬入搬出管理年報」の添付は不要。
</td></tr>
</table>

# 建設発生土の民間受入施設登録申請及び審査要領　新旧対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

| ページ | 現行 | 改正 |
|---|---|---|
| 様式７ | 様式７<br>番　　号<br>令和　　年　　月　　日<br>事業者名称<br>代　表　者　　様<br>地方機関の長　　印<br><br>登録通知書<br><br>令和　年　月　日付けで提出された建設発生土の民間受入施設登録申請について審査した結果、建設発生土民間受入施設（ストックヤード・残土受入のみ）を指定処分地の候補として、島根県建設発生土常設受入施設一覧表に登録します。<br><br>記<br>１．　受入施設の残容量について、毎年２月及び８月の７日までに報告すること。<br>（ストックヤードの場合は、報告時点のストック可能容量の報告に加え、土質区分（第〇種建設発生土等）ごとの搬出可能土砂量報告すること。）<br><br>２．　受入の停止（一時停止も含む）をする場合は、速やかに地方機関の長に連絡を行うこと。<br><br>（国登録ストックヤードの場合）１．　ストック可能容量と土質区分（第〇種建設発生土）ごとの搬出可能土砂量を、年２回報告すること（６月末及び１０月７日までに）。<br><br>２．　６月末の報告時には、国地方整備局に提出した「土砂搬入搬出管理年報」の写しを添付すること。<br><br>３．　受入の停止（一時停止も含む）をする場合は、速やかに地方機関の長に連絡を行うこと。 | 様式７<br>番　　号<br>令和　　年　　月　　日<br>事業者名称<br>代　表　者　　様<br>地方機関の長　　印<br><br>登録通知書<br><br>令和　年　月　日付けで提出された建設発生土の民間受入施設登録申請について審査した結果、建設発生土民間受入施設（ストックヤード・残土受入のみ）を指定処分地の候補として、島根県建設発生土常設受入施設一覧表に登録します。<br><br>記<br>１．　受入施設の残容量について、毎年６月及び１２月の７日までに報告すること。<br>（ストックヤードの場合は、報告時点のストック可能容量の報告に加え、土質区分（第〇種建設発生土等）ごとの搬出可能土砂量報告すること。）<br><br>２．　受入の停止（一時停止も含む）をする場合は、速やかに地方機関の長に連絡を行うこと。<br><br>（国登録ストックヤードの場合）１．　ストック可能容量と土質区分（第〇種建設発生土）ごとの搬出可能土砂量を、年２回報告すること（事業年度末の３か月以内及び事業年度末から６か月後の状況を翌月までに）。<br><br>２．　事業年度末の３か月以内の報告時には、国地方整備局に提出した「土砂搬入搬出管理年報」の写しを添付すること。<br><br>３．　受入の停止（一時停止も含む）をする場合は、速やかに地方機関の長に連絡を行うこと。 |